

運輸安全マネジメントに関する平成26年度の取組みについて

富山地方鉄道株式会社

平成18年10月の運輸安全一括法施行に伴い、運輸事業に対する安全マネジメントが導入され、当社におきましてもこの間、全社を挙げて輸送安全の推進に努めております。

ここに、平成26年度の運輸安全マネジメントに関する取組について取りまとめを行いましたので、ご報告いたします。

今後とも、より一層安全な輸送の実現に取り組んでまいりますので、地铁電車・バスの一層のご愛顧をお願い申し上げます。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し、安全性向上の指導的役割を果たしてまいります。
- (2) 従業員は輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつけます。
- (3) 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施します。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化をはかり、法令に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行います。

II. 事業別取り組み

II-1 鉄道・軌道事業(安全報告書)

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

1. 1 安全基本方針

I. に記載の通りです。

1. 2 安全重点施策

安全重点施策を次の通り定め、取り組んでいます。

- (1) 安全マネジメントを確実に実行するため、輸送安全に関する「計画の策定」、「実行」、「評価」、「改善」を実施し、安全対策を不断に見直します。
- (2) 輸送の安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に関わる関係法令及び安全管理規程並びに関係規程に定めた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

2. 1 平成26年度の安全目標及び結果

(期間) 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(1) 重大事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

(2) 人身事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に人身事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に1件発生（昨年同期は0件）しております。

発生した1件は、路面電車が荒町停留場進入時に、相手者が急に身を乗り出し接触した事故です。

路面電車をお待ちになる際は、電車の接近に注意していただきますようお願い致します。

(3) 踏切障害事故削減

当該期間に4件発生（昨年同期は1件）しております。

1件は、踏切内で相手者の手押し車が動かなくなり、電車と相手者が接触した事故です。

また、踏切内で相手者自動車が立ち往生し、当方と接触した事故が2件、当方が踏切内を通過中に、手前で停車していた相手方が動き出し当方と接触した事故が1件発生しています

踏切に進入の際は、一旦停止のうえ左右確認など、交通法規を遵守していただきますようお願い致します。

(4) 道路障害事故削減

道路障害事故とは、道路（軌道敷）において、路面電車が道路を通行する人または車両等と衝突又は接触した事故をいい、当該期間に20件発生いたしました。昨年同期は15件で、5件増加しています。

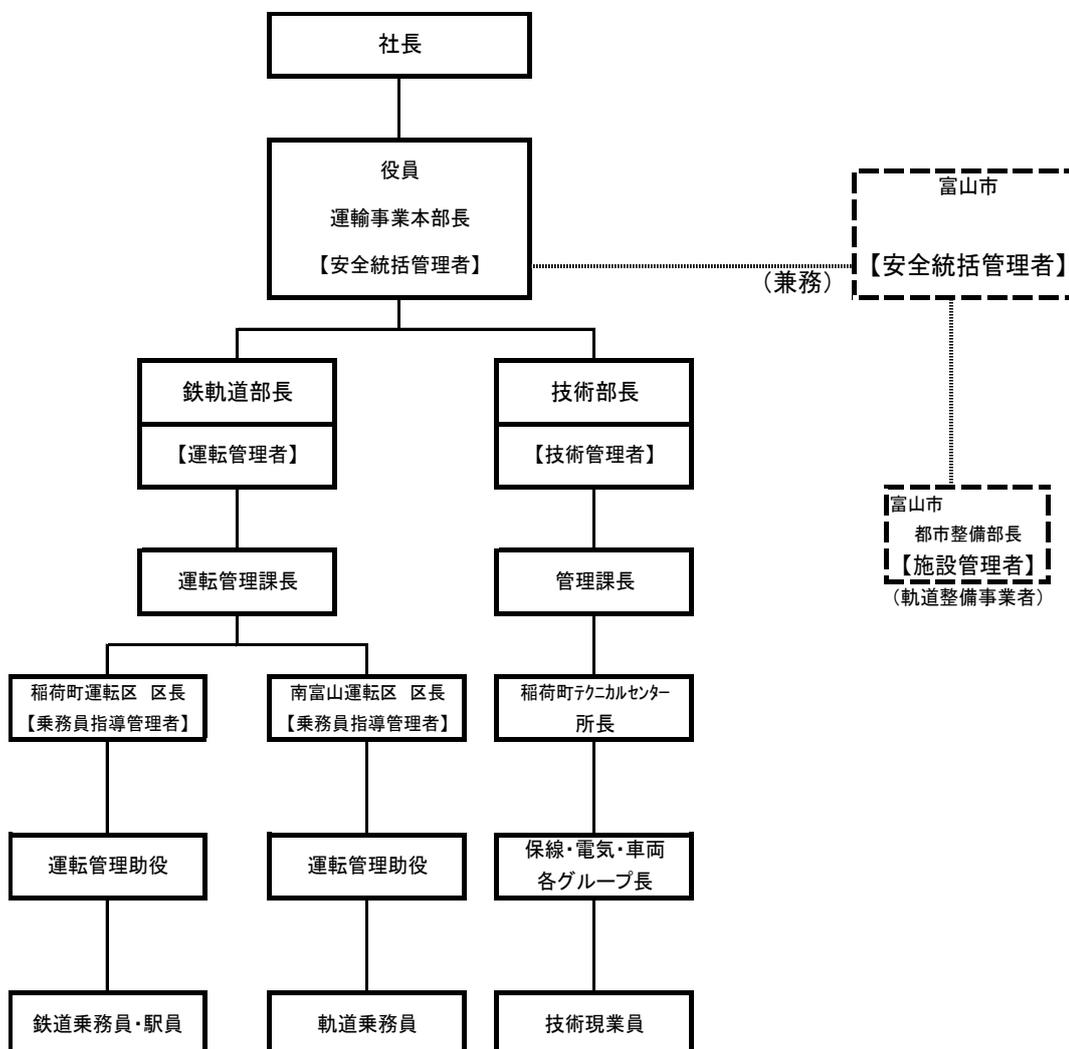
発生した事故については、後方から来る電車の接近を確認されずに急な右折やUターンをされた場合に多く発生しています。路面電車の走行区間で右折等をされる際には、後方を十分に確認していただくようお願い致します。

また、当社といたしましても、軌道線全車両にドライブレコーダーを設置し、事故はもとより危険な状況が発生した場合に乗務員からの申告により画像データを抽出、解析し、全乗務員にその情報を提供することで、危険な箇所、時間帯等を再認識させ、事故防止に努めております。

また、堀川小泉停留場の歩道橋に注意を喚起する横断幕を掲出した他、路面電車に同内容の電飾広告を掲出しました。また、注意を啓蒙するチラシを作製の上、富山県運転免許センターや停留場付近で配布するなど、ドライバーの皆様へ事故防止を呼び掛ける活動も行っております。

2. 2 安全管理体制と方法

(1) 安全管理組織（平成27年3月31日現在組織）



(2) 安全マネジメント委員会

安全マネジメント委員会では、輸送安全に関する目標や計画、乗務員やその他の係員の教育・研修計画ならびに情報共有化等について審議するとともに、これらの実施結果等についての報告が行われます。

また、出席者は委員及び事務局のほか、招集者として現業部門の職場長はもとより、乗務員の代表者なども出席します。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長
委 員	副社長、専務取締役運輸事業本部長（鉄道・軌道事業安全統括管理者）、常務取締役企画部長（自動車事業安全統括管理者）、取締役自動車部長、 鉄軌道部長（運転管理者）、技術部長（技術管理者）
事務局	運転管理課長、管理課長、 運行管理課長

(3) その他の安全管理方法

上記の他、社内会議や部門別安全委員会を通し、安全管理の徹底を図っています。

3. 法第19条及び法第19条の2の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 重大事故

鉄道事業及び軌道事業とも当該期間に該当する重大事故はありません。

(2) インシデント

鉄道事業及び軌道事業とも当該期間に該当インシデントの発生はありません。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

4. 1 平成26年度の主な実施状況

4. 1. 1 輸送安全に対する設備の整備状況

(1) 車両整備工事

①一体圧延車輪交換（鉄道線9両）	工事費	15,828千円
②運転状況記録装置（鉄道線11両）	工事費	6,334千円

③	運転士異常列車停止装置（軌道線 2 両）	工事費	3, 326 千円
④	自動列車停止装置及び運転士異常列車停止装置 （電気機関車）	工事費	7, 865 千円
(2)	コンクリート枕木交換工事 本線 中滑川～経田間、他	工事費	65, 013 千円
(3)	木枕木交換工事 立山線 岩嶺寺～本宮間他	工事費	21, 683 千円
(4)	レール交換工事 本線 下立口～下立間他	工事費	27, 233 千円
(5)	重軌条化工事 本線 内山～宇奈月温泉間	工事費	11, 174 千円
(6)	道床更新	工事費	27, 811 千円
(7)	落石防護ネット設置 立山線、本宮～立山間	工事費	3, 150 千円
(8)	軌道線軌道改良工事 小泉町～堀川小泉間	工事費	48, 640 千円
(9)	市内軌道舗装工事 丸の内～諏訪川原間	工事費	14, 600 千円
(10)	踏切無警報防止対策工事 本線 11 箇所、立山線 9 箇所、 不二越線 2 箇所、上滝線 4 箇所	工事費	11, 679 千円
(11)	速度超過用 A T S 設置 本線 電鉄富山～寺田間 6 箇所	工事費	5, 022 千円

4. 1. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 部門別安全委員会の開催

安全マネジメントの推進については、安全方針に基づき運転・技術の各部門別に安全委員会を開催して活動方針等を定め、それぞれの目標に対して、乗務員及び技術係員がその活動方針と目標に沿って実践しています。

(各部会・班ごとのテーマと主な実施内容)

①運転部会

1) 鉄道班

- ・ 車内傷害事故・ドア傷害事故の防止

車内確認マニュアルの見直しを行い、それに基づき車内確認を実施し、事故防止に努めました。

- ・ 雪害による併発事故の防止

発生状況や危険個所の調査を行い、雪崩発生時や積雪時の運転継続判断基準を作成し、事故の未然防止と二次災害防止に取り組みました。

2) 軌道班

- ・ 車内マイクの活用

マイクの活用推進運動期間を設け、車内傷害事故防止を呼びかける等、車内マイクを活用した事故防止に取り組みました。

- ・ 交差点での道路傷害事故防止

「交差点での事故ゼロ」運動期間を設け、ヒヤリ・ハット映像の視聴により交差点付近での危険な状態や運転操作の注意点等を把握し、道路障害事故の未然防止に取り組みました。

②保線部会

- ・ 落石による列車支障事故の防止

線路から視認できる範囲の浮石について、管理台帳の更新と、写真による比較表により調査し、変状のあるものについて、事前の撤去などを実施しました。

また、落石防護柵を 1 箇所新設し、2 箇所について補修を行いました。

③電気部会

- ・ 雷害による踏切送信器、受信器の故障対策

踏切保安装置の主要機器である送信器、受信器について、保安器を新設し、アースをとらない等電位方式に変更することで、雷

被害の削減を図りました。

④車両部会

- ・鉄道線 17480 型の制御器の検査におけるヒューマンエラーの防止
新しく導入した 17480 型の制御器の検査マニュアルを作成し、
チェックシートも活用することで、検査漏れや検査係員の勘違いや思い込みによる見落としを防止すると共に、知識の向上を図りました。

(2) 安全マネジメント内部監査の実施

平成 26 年度に実施した安全マネジメントの推進状況等を確認するため、次の通り内部監査を行いました。

①経営管理部門監査

平成 27 年 6 月 15 日～17 日

(監査対象) 社長、副社長、専務取締役運輸事業本部長 (鉄道・軌道事業安全統括管理者)、常務取締役企画部長 (自動車事業安全統括管理者)

②管理部門・現業部門内部監査

平成 27 年 4 月 23 日実施

(監査対象)

- ・管理部門 鉄軌道部運転管理課、技術部管理課
- ・現業部門 稲荷町運転区、南富山運転区、
稲荷町テクニカルセンター

(3) 年末年始輸送安全総点検

12 月 10 日から翌年 1 月 10 日の期間において、安全に関する総点検を実施いたしました。

この期間には、自動車部門を含め会社全体として総点検に取り組んでおり、鉄道・軌道事業では、乗務員に対する点呼・添乗指導の強化や、設備の精密点検等を実施しました。

総点検期間中には、社長や安全統括管理者が各職場を巡視し、安全総点検に関する事項はもとより、日頃の安全への取り組みについても、督励や指示を行いました。

(4) 輸送安全・サービス向上旬間

7 月 21 日から 30 日の間で実施いたしました。

この期間は、夏の交通安全県民運動と時期を同じくしており、年末年始輸送安全総点検に準じ、点呼・添乗指導の強化や、設備の点

検等を行うほか、輸送最盛期を迎えるにあたり、サービスの向上についても取り組みました。

(5) 全国交通安全運動

春及び秋の全国交通安全運動では、特に踏切事故防止に重点を置いて、通学路での通行指導の他、近年事故が発生した踏切や、遮断桿の折損が多い踏切を中心に、注意を喚起する幟旗を設置するなど、啓発にも努めました。また、遮断機や警報機、安全柵、カーブミラーなどの点検を行いました。

(6) ヒヤリ・ハット調査の取り組み

当社鉄道・軌道部門では、平成20年3月からヒヤリ、ハット調査に取り組んでおり、情報の共有化によるヒューマンエラーの防止を目指しております。

4. 1. 3 輸送安全に関する研修等の実施状況

(1) 運転関係業務研修会

運転関係従事員（乗務員、駅員、管理者）全員を対象とした研修会を、夏と冬の2回開催しました。

この研修には、社長が出席し、現業従事員に対して直接、安全輸送の意義等について講話を行っているほか、安全マネジメントの推進や冬期の安全対策等について研修を行いました。

(2) 運転関係実務研修会

年末年始輸送安全総点検の期間前後に、鉄道及び軌道の乗務員に対し、実地研修を行っています。

内容としては、車両故障時の取扱や降積雪時の運転操作、機器取扱等としています。

4. 1. 4 踏切事故防止対策の実施状況

(1) 踏切安全指導

①全国交通安全運動期間の取り組み

春及び秋の全国交通安全運動期間中に、通学路に指定されている踏切のなかから約9カ所を選定し、小学生を主な対象として安全通行指導を行っており、その際には正しい踏切の渡り方を指導し、当社で作成した事故防止チラシの配布や、啓発グッズの配布等を行っています。

②踏切安全教室

沿線の学校、児童クラブ等からの要請により出前で踏切安全指導を行っており、平成26年度は2回、係員が出向いています。今後とも地域や学校と連携を取りながら、臨機に対応をはかってまいります。

(2) その他の取り組み

踏切事故防止については、遮断機・警報機の新設や非常押しボタンの設置等、設備面からの対策をはかっているほか、電車の前照灯を常時点灯するとともに気笛吹鳴により、電車の接近を早めにわかっているように努めています。

また、交通安全運動等の期間中には車内放送で事故防止についてPRを行っています。

さらに、事故の発生した踏切には、注意を喚起する看板を設置するなど、事故防止に取り組んでいます。

4. 2 平成27年度の主な実施計画

4. 2. 1 輸送安全に対する設備の整備計画

- (1) 枕木交換工事
- (2) レール交換工事
- (3) 橋桁更新工事
- (4) 橋桁塗装工事
- (5) 軌道改良工事
- (6) 電柱建替工事
- (7) 速度超過用ATS設置工事
- (8) 踏切保安装置更新工事
- (9) 車両関係工事
 - ①一体圧延車輪の交換
 - ②運転状況記録装置の設置

4. 2. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

- (1) 平成27年度目標
 - ①鉄道・軌道運輸部門
 - 「重大事故ゼロ」、「人身事故ゼロ」、
 - 「道路障害事故の削減」、「踏切障害事故の削減」

②鉄道・軌道技術部門

「重大事故の防止」

(2) 鉄軌道部門安全委員会の開催

管理者と現業部門の職員が一体となって推進する、鉄軌道部門安全委員会を設置しており、職種別に部会を設け、部長、課長、職場長に加え現業員の代表がそれぞれ参加・出席し、輸送の安全確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

(3) 輸送安全に関する運動

- ①年末年始輸送安全総点検
- ②安全輸送・サービス向上旬間
- ③全国・県民交通安全運動

(4) 輸送安全に関する研修等

- ①運転関係業務研修会、実務研修会
- ②技術関係業務研修会
- ③若年技術者研修会
- ③運転士フォローアップ研修
- ④運転士に対する演習問題の実施
- ⑤避難・復旧訓練の実施

4. 2. 3 踏切事故防止対策の実施

踏切保安装置の整備の他、踏切安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

Ⅱ-2 自動車事業

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 1 基本方針

I. に記載の通りです。

1. 2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直しします。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。
- (5) 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施いたします。
- (6) 輸送安全に関する情報の共有化を行い、意志の疎通を図ります。
- (7) 内部監査を実施するなど、必要な対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図ります。

2. 輸送の安全に関する平成26年度目標及び達成状況など

26年度は、「有責事故の3割減少」、「重大事故の撲滅」を目標に策定し取り組みました。(対象期間)平成26年4月1日～平成27年3月31日

2. 1 達成状況

(1) 「有責事故の3割減少」

- ・平成25年度に発生した有責事故71件に対して、3割減少(49件以下)を目標としました。
- ・26年度の結果は有責事故件数62件となり9件減少(対前年比87.3%)しましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 「重大事故の撲滅」

- ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故)の撲滅を目指しました。
- ・26年度の結果は車内傷害事故が1件発生し、事故の概要は次の通り

です。

- ・バス停留所で停車しようとした時、当該バス停に停車中のバス車両が発進したため、停車直前ではありましたが、もう少しバスを前進させようとした際、降車客4名の内1名の乗客が態勢を崩し転倒されたことによる重大事故が1件発生しました。
- ・事故発生後、当該運転手に対して事故原因の究明、再発防止に向けた指導を実施するとともに、事故概要について各営業所に掲示し、全乗務員に指導しました。

2. 2 具体的な目標に対する取組みと達成状況

(1) 確実な点呼の実施

対面点呼にて運行管理者から乗務員へ重要事項、運行内容の指示伝達、点呼執行者の力量差を埋め画一化するとともに、点呼のレベルアップを図るために会話重視のモデル点呼（台本）を作成し、運行管理者研修、バス運転手全員研修会にて周知実践したところ、運行管理者の力量の底上げが図られ、公私のケジメをつけて運転手が点呼を受けるようになりました。しかしながら時折マンネリ化した状況も見受けられるので、再度周知徹底を図り取り組んでまいります。

(2) 入念な車両点検・整備の実施

- ①高速・貸切バスは担当制で移動先が県外であることから各点検作業は入念に行われておりました。今後も整備士による定期的な立会いを行い、入念な日常点検と週間点検の実施と啓発に努めます。
- ②運転手が継続的に車両知識習得の機会を得るために、外部講師による車両知識と故障対応についての研修会を6月に実施し、意識向上に努めました。
- ③整備管理者から本社運行管理課への保有車両状態の詳細報告のため、整備管理者会議を年4回実施し、整備管理者との連絡体制をダイレクト化し、車両修繕の判断が迅速となりました。

3. 輸送の安全を確保するために講じた措置

3. 1 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成26年度に輸送の安全性向上を目的として取り組んだ投資（新車購入、安全装置の設置など）を金額に示しますと237,745千円となります。

3. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 短期目標の設定

3ヶ月毎に短期目標を設定し、年間目標達成のために取り組みました。

- ① 4月～6月期 「対面点呼は対話が基本」
- ② 7月～9月期 「日常点検と週間点検の点検項目を確実に行う」
- ③ 10月～12月期 「点呼で仕事モードに気持ちを切り替えよう」
- ④ 1月～3月期 「着雪、凍結などによる車両損傷ゼロ」

(2) 安全マネジメント委員会の開催

社長を委員長とする安全マネジメント委員会を年2回開催し、事故防止委員会の活動状況、年間目標に対する取り組み状況を再確認し、問題点の再点検を実施しております。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長
委 員	副社長、専務取締役運輸事業本部長（鉄道・軌道事業安全統括管理者）、常務取締役企画部長（自動車事業安全統括管理者）、取締役自動車部長 鉄軌道部長、技術部長
事務局	鉄軌道部運転管理課長（運転管理者）、技術管理課長（技術管理者）、自動車部運行管理課長

(3) 事故防止委員会の開催

年4回の事故防止委員会を開催し、各支部事故防止委員会（月1回）の活動状況、短期目標、年間目標への取組み状況を再確認し、問題点の再点検し事故防止に取り組んでおります。

(4) 自動車部長、本社部門及び職場長等による立会い点呼の実施

点呼状況の把握のため、早朝及び夜間に自動車部長、運行管理課、職場長等による立会い点呼を交通安全運動・輸送安全総点検期間中に実施いたしました。

(5) 輸送安全に関する情報の共有化の状況

事故概要について即時各営業所へFAX等で速報し、営業所内では乗務員の目が届く箇所へ掲示。大きく無事故日数期間掲示や情報を常に新しいも

のにし、乗務員の関心をひきつける工夫を行っています。また、当社安全マネジメント年間目標等を事務所、乗務員室内に掲示し啓蒙しました。

(6) 新たな事故防止活動への取り組み

平成25年4月1日、自動車運転手のチーム制を導入しました。

この制度は、運転事故防止活動を主目的として運転手をグループ化し、管理単位の縮小化によるメリットを十分に生かすことで営業所全体のレベルアップを図る目的で導入いたしました。

まずは安全マネジメント活動の重要な取り組みであるヒヤリハットの収集を行い、34件のヒヤリハット報告がありました。そのデータをもとに乗務員が危険予知トレーニング出来るように活用するなどし、また、ハザードマップの作成にも取り組むことを目指しています。

さらにチーム制では、運転技術などの教導、伝承、協同意識による連携が図れるまでを目標としています。

4. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

26年度の教育及び研修については次の通りです。

(1) 自動車部門全員研修

バス運転手、バスガイド、運行管理に携わる者、事務員全員を対象とした研修会を6月と12月に実施致しました。12月に社長より事故防止や安全運行などについて訓示をしました。

研修内容は、自動車事業の現状、法令関係、社内規定への理解、整備管理者による車両故障への対応、車両についてのQ&A、接遇向上を目指すことを目的に外部から特別講師を招き実施しました。12月には富山県警察本部から講師を招き、バスジャックの対処方法について講義を受けました。

(2) 貸切事業に関わる関係者の実務研修

貸切バス運転手を対象とした実務研修会を平成27年2月23日(月)、25日(水)、26日(木)計3日間実施しました。

研修内容は、外部講師による「まごころのおもてなし」と乗務員による挨拶の実践を実施しました。

(3) 整備管理者会議

自動車部運行管理課、地鉄・北斗両整備管理者、地鉄自動車整備本社担当者による会議を年4回実施しました。会議では車両整備の在り方と日頃の

問題点の洗い出し、安全を第一優先とする行動を再確認し、今後の方針について協議しました。

(4) その他外部研修と管理者講習の受講

- ①平成 27 年 1 月 20 日（火）富山県警察本部主催のバスジャック実務者勉強会と総合訓練に参加し異常事態発生時の連絡報告体制を再確認いたしました。
- ②自動車事故対策機構主催の運行管理者講習を運行管理者全員が受講しています。

5. 輸送の安全に関する内部監査結果

安全統括管理者による内部監査を実施しました。

(1) 実施日

現業部門監査

富山自動車営業所 平成 27 年 6 月 5 日

八尾自動車営業所 平成 27 年 6 月 5 日

黒部自動車営業所 平成 27 年 6 月 5 日

管理部門監査

自動車部運行管理課 平成 27 年 6 月 4 日

(2) 実施結果（改善点）

- ①常にドラレコ・デジタコを積極的に活用し、乗務員の管理監督、指導に生かすこと。
- ③事故防止への取り組みがマンネリ化しないよう常に変化させること。
- ④運行管理者及び運転手は、常に運行管理規程を再確認し、遵守に努めること。
- ⑤昨年度から取り入れたチームリーダー制を安全管理面において更に有効なものとする。

実施結果での改善点については平成 27 年度の重要課題として解決するよう取り組みます。

6. 輸送の安全に関する計画

平成 27 年度目標は、「有責事故件数の 2 割減少」「重大事故の撲滅」とし、その目標を達成するため、四半期ごとに短期目標を掲げ、それを実施、チェック、改善しながら取り組んで参ります。

※「有責事故件数の2割減少」

- ・平成26年度に発生した有責事故62件を49件以下にすることを目標とします。

※「重大事故の撲滅」

- ・平成26年度に1件発生した重大事故の撲滅を目標とします。

また事故防止および輸送安全に関する活動として、

- (1) 営業所において事故防止支部委員会を開催し、事故の防止に向けた具体的な取組みを行います。
- (2) 本社部門と営業所運行管理者による事故防止委員会を開催し、事故防止支部委員会での取組みをチェックし、改善を図ります。
- (3) 年4回の輸送の安全運動を下記の通り定め、期間中街頭指導や添乗指導を行います。
 - ①春の全国交通安全運動
 - ②夏の交通安全県民運動
 - ③秋の全国交通安全運動
 - ④年末年始輸送安全総点検運動尚、添乗指導につきましては、上記期間以外におきましても、接遇状況をはじめとしたチェックポイントが確実に実施されているか否か等を、全運転手を対象に計画・実施してまいります。
- (4) ほぼ全車両にデジタルタコメーターとドライブレコーダーの取付け、その運用を開始しています。機械による安全運転分析結果は乗務員の個人指導に役立て、ヒヤリハット事例（映像）を事故防止活動の安全教育教材として活用しています。
- (5) 役員をはじめ本社部門、営業所職員そして乗務員の代表者による安全マネジメント委員会を開催し、意見交換や双方向で情報の共有化を図ります。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

輸送の安全を確保するため、次の通り平成27年度教育訓練計画を策定し、実施します。

- (1) 運行管理者関係

独立行政法人自動車事故対策機構の基礎講習並びに一般管理者講習を受講させます。

運行管理者、補助者全員研修を年1回実施します。

(2) 乗務員関係

異常事態発生時の乗務員対応訓練を含む年2回の乗務員全員研修を開催する他、初任者研修や特別研修・車輛研修など適宜階層別研修を実施します。

また運転手チーム制を導入により、まずは安全マネジメントで重要な「ヒヤリハット」情報の収集に取り組み、その情報を教材とした事故防止活動を実施します。

(3) 整備管理者関係

整備管理者研修会議を年6回実施します。

8. 安全統括管理者

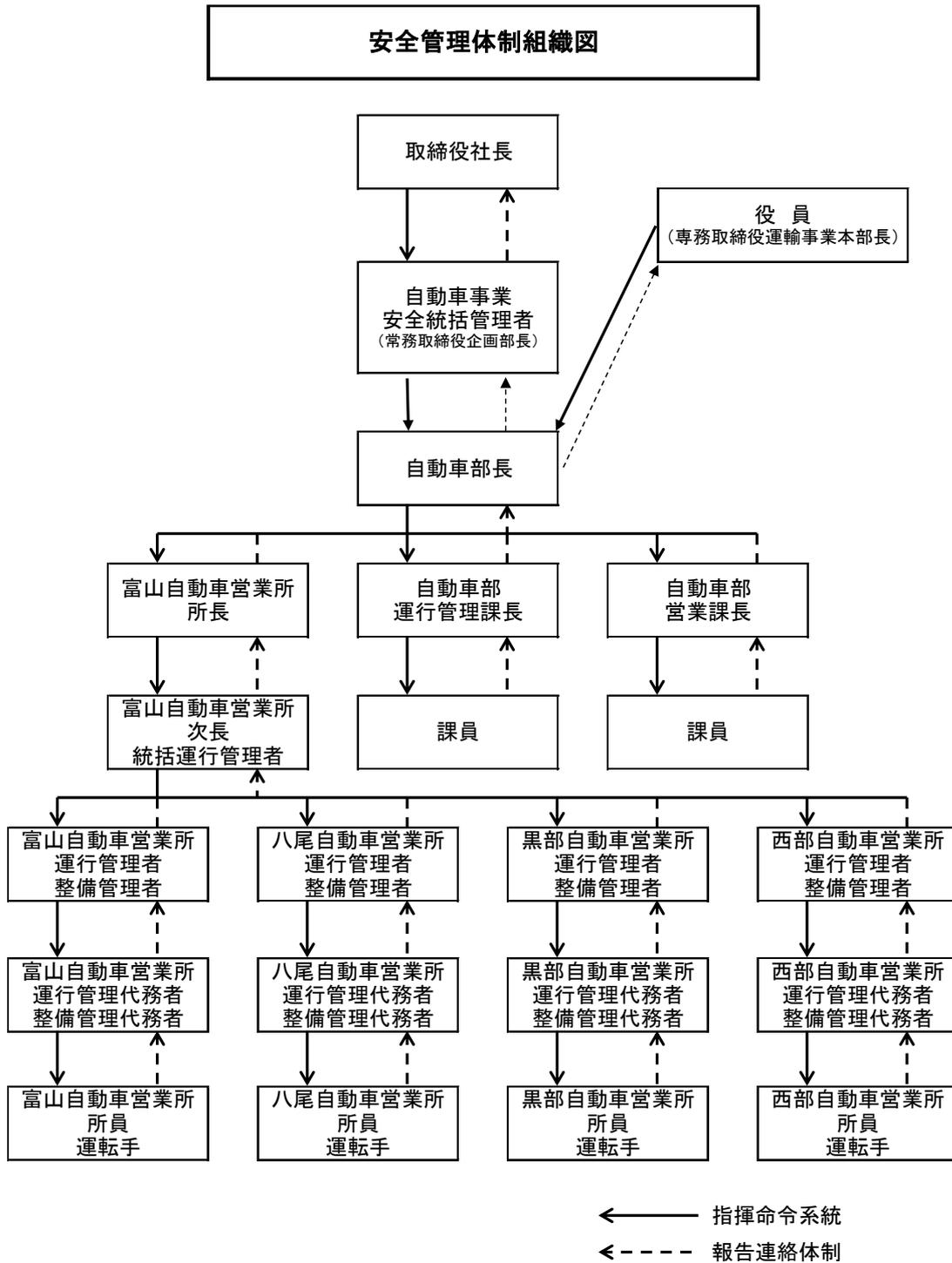
当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりであります。

安全統括管理者

常務取締役企画部長 中 田 邦 彦

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

自動車事業安全管理体制は次の通りです。



11. 自動車事業安全管理規程

当社で定めた安全管理規程は次のとおりです。

(目的)

第1条 富山地方鉄道株式会社自動車事業の輸送安全管理について、道路運送法第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を規定として定め、関係者が絶えず輸送の安全性向上に努め、事故の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 輸送安全管理について、つぎのとおり基本方針を定め、役員・従業員が一体となって輸送の安全性向上に努める。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し安全性向上の指導的役割を担う。また、現場の状況を把握し、従業員に対し、輸送の安全性の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 従業員もまた、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつける。
- (3) 安全マネジメントを、全社員が一丸となって確実に実施する。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化を図り、道路運送法第29条の3の規程に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行う。
- (5) 地鉄関係会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (6) 管理の受委託に係わる安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(運営方針)

第3条 前条の目的を達するため、つぎのとおり運営方針を定める。

- (1) 安全マネジメントを確実に実施する為、輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直しする。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定する。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行う。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内及び関係会社相互において必要な情報を伝達、共有する。
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

(経営者の責務)

第4条 社長は、輸送の安全確保に関する最終責任を有する。

- 2 役員は、輸送の安全確保に関し、予算の確保・体制の構築など必要な措置を講ずる。
- 3 役員は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 役員は、輸送の安全を確保するための、業務の実施及び管理の状況が適切かどうか確認し、必要な改善の指示を行う。

(安全統括管理者の選任等)

第5条 道路運送法等に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、輸送の安全確保を図る。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、解任する。
 - (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (2) 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。
 - (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(組織体制)

第6条 安全統括管理者は、自動車事業の安全マネジメントを統括管理する。

- 2 自動車事業の輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するため、次に掲げる者を選任する。
 - (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他 必要な責任者
- 3 自動車部長は、輸送の安全の確保に関し、営業所長等を統括し、指導監督を行う。
- 4 自動車部運行管理課長は、自動車部長を補佐する。
- 5 営業所長は、安全マネジメントに基き営業所管内を指導統括し、次長・主任はこれを補佐する。
- 6 運行管理者及び整備管理者は、営業所長の指示により、安全マネジメント及び運行管理・整備管理全般について実施処理する。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理し、輸送の安全確保を図る。

- 1 輸送安全に関する「計画・目標の策定」「実行」「評価」「改善」という一連の管理。
- 2 社員に対する関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底
- 3 輸送安全を確保するため、社員に対する教育・研修の実施管理
- 4 速やかな報告・連絡体制の整備と輸送安全に関する情報の共有化の管理
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じた内部監査の実施

及び社長への報告。

- 6 輸送の安全の確保に関し、取締役社長に意見を述べる等必要な改善措置の実施。
- 7 運行及び整備に関する管理が適正に行われるよう、組織全般の統括管理。
- 8 運行管理者及び整備管理者等の情報の共有化及び判断基準の統一化。

(委員会の設置)

第8条 輸送の安全に関するマネジメント委員会を設置し、安全管理を推進する。委員会メンバー・審議・報告事項については別に定める。

(情報の伝達・共有)

第9条 輸送安全に関する情報の共有化を行い、安全マネジメント委員会等において意志の疎通を図る。

- 2 従業員は、輸送安全確保に関して支障を来たす状態を発見した時は、ただちに報告し情報を共有化し、関係者は適切な対策を講じなければならない。

(事故等の防止対策の検討・実施)

第10条 自動車部運行管理課長は、営業所長と協議のうえ輸送安全確保に関する活動年間計画を具体的に策定しマネジメント委員会に報告する。

- 2 輸送安全に関する目標を、営業所長は具体的な指標を用いて営業所毎に設定する。
- 3 営業所は計画に基づき管理者・乗務員・整備員一丸となって実施するものとする。
- 4 管理者は実施結果について評価し、改善計画の修正を行い、輸送安全確保の向上を図る。

(事故・災害が発生した場合に関する事項)

第11条 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は別に定める。

- 2 別に定める速報を要する事故・災害は、すみやかに口頭または文章をもって安全統括管理者・社長まで報告しなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(教育・研修)

第12条 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施する。

(内部監査)

第13条 安全統括管理者もしくは安全統括管理者が指名する者が実施責任者として、関係先に輸送安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故が発生した場合または同種の事故が繰り返し発生した場合など特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を社長に報告するととも

に、改善すべき事項が認められた場合は、その方策を検討し当面必要となる緊急対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図らなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 14 条 取締役社長は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(記録管理)

第 15 条 輸送安全に係わる会議の議事録、年間活動計画、目標の設定、評価など記録し保存する。担当者、保存期間などは別に定める。